第４回特別部会　資料３

**昭和６０年最高裁判決について**

　最高裁昭和６０年１０月２３日大法廷判決

「何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない」とする福岡県青少年保護育成条例１０条１項の規定について、以下のように判示している。

本条例１０条１項の規定にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。

最高裁が示したこの「淫行」の定義は、行為者の性的意図を問うものではなく、客観的に青少年を単に自己の性的欲望を満足させる対象として扱っているとしか認められないような行為を包括的に定義しており、その例示として、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為を示していると解すことができる。